域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条において同じ。）を供託[illegible]最高裁判所規則で定める方[illegible]い。ただし、当事者が[illegible]契約による。（平成[illegible]

参【供託所→供[illegible]規二九【担保[illegible]

（担保物[illegible]）

第七七条　供託し[illegible]立ち[illegible]

参【[illegible]

（担[illegible]）

第七八条　[illegible]な[illegible]で、[illegible]担保[illegible]

参【[illegible]【口[illegible]

（担保[illegible]）

第七九条①　[illegible]とを証明し[illegible]の取消しの決[illegible]

②　担保を立てた[illegible]の同意を得たことを[illegible]る。

③　訴訟の完結後、裁判所が、担[illegible]により、担保権利者に対し、一定の期間内に[illegible]を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。

④　第一項及び第二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

参❶【担保を立てるべき事由→七五①【期間の計算→九五【裁定期間→九六①　❸【訴訟の完結→二四三、二六一―二六七　❹【即時抗告→三三二

（[illegible]換）

第八〇条　[illegible]は、担保を立てた者の申立てにより、[illegible]変換を命ずることができる。ただ[illegible]よって他の担保に変換すること[illegible]

[illegible]五項及び第七項（応訴[illegible]並びに第七十六条か[illegible]に対する権利、不提供[illegible]、他の法令により[illegible]保について準用す[illegible]

[illegible]るべき場合→会社八二[illegible]九一、一般法人二六一

[illegible]行に必要な費用を支払う[illegible]により生活に著しい支障を[illegible]判所は、申立てにより、訴訟[illegible]ことができる。ただし、勝訴の[illegible]いえないときに限る。

[illegible]助の決定は、審級ごとにする。

[illegible]助の申立ての方式及び事由の疎明→民訴規三〇【決定に対する即時抗告→八六、三三二　❷【審級→裁七、一六、二四、三三

（救助の効力等）

第八三条①　訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。

一　裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予

二　裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬及び費用の支払の猶予

三　訴訟費用の担保の免除

②　訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。

③　裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。

参❶〔二〕【裁判所が付添いを命じた弁護士→一五五②、人訴一三②③〔三〕【訴訟費用の担保→七五　❸【訴訟の承継人→一二四①〔二〕〔三〕【不服申立て→八六、三三二

（救助の決定の取消し）

第八四条　訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

参【訴訟救助の要件→八二①【訴訟記録の存する裁判所→一六〇、四〇四①、民訴規一七四、一八五、一九七【不服申立て→八六、三三二

（猶予された費用等の取立方法）

第八五条　訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。

参【支払を猶予した費用→八三①〔一〕〔二〕【負担することとされた相手方→六一―六八【強制執行→民執二二

（即時抗告）

第八六条　この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

参【本節に規定する決定→八一①、八三③、八四【即時抗告期間→三三二

第五章　訴訟手続

第一節　訴訟の審理等

（口頭弁論の必要性）

第八七条①　当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきか否かを定める。

②　前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

③　前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

参❶【開廷の場所→裁六九【口頭弁論の公開→憲八二、裁七〇【非公開審理→人訴二二、特許一〇五の七、不正競争一三【口頭弁論期日の指定→九三、一三九、民訴規六〇【決定→一一九　❷【決定で完結すべき事件における参考人等の審尋→一八七　❸【特別の定めの例―(イ)訴訟につき口頭弁論を経ずに判決できる場合→七八、一四〇、二五六②、二九〇、三一九、三五五、三五九【同前―(ロ)訴訟につき決定できる場合→一四一、二八七、二九一、三一六、三一七、三四五【同前―(ハ)決定につき審尋が必要的な場合→五〇②、一九九①、二二三②、三四六②、民執八三③、一〇二、一一六④、一六一②、一七一③、一七二③、一七四③、破七五②、会更二二、九六③、行訴二一③、二二②、二二三②、二二五⑤【同前―(ニ)決定につき審尋無用の場合→民執一四五②、一七〇②【同前―(ホ)決定につき審問・審尋の期日を開く場合→一八七②、借地借家五一、民保二三④、二九、四〇①、四一④【同前―(ヘ)裁判所書記官処分につき審尋無用の場合→三八六①

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等）

第八七条の二①　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

②　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

③　前二項の期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

（令和四法四八本条追加）

＊令和四法四八（令和六・五・二四までに施行）により第八七条の二追加

参❶【映像等の送受信による通話の方法による尋問→二〇四、一七六　❷【審尋→八七②参【音声の送受信→九二の三、一七〇③、三七二③

（受命裁判官による審尋）

第八八条　裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

参【審尋→八七②参【受命裁判官の指定→民訴規三一①【受命裁判官の他の権限→八九、一七一、一七六②、一八五①、一九五、二〇六、二一三、二一四②、二三三、二三九、二六四、二六五①、二六六②、二六八、人訴三三②

（和解の試み等）

第八九条①　裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

②　裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。（令和四法四八本項追加）

③　前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。（令和四法四八本項追加）

参【和解の代理権→三二②〔一〕、五五②〔二〕【起訴前の和解→二七五【裁判所による和解条項案の決定→二六五【書面による和解条項案の受諾→二六四【和解に代わる決定→二七五の二【和解調書の効力→二六七【和解の場合の訴訟費用→六八、七二【仲裁における和解→仲裁三八【受命裁判官→八八参【受託裁判官→裁七九、民訴規三一②【受託裁判官による和解→二六四、二六五、二〇六、二一一【受託裁判官の他の権限→一八五、一九五、二〇六、二一〇、二一四②、二二二、二三九、人訴三三②【請求の放棄・認諾の陳述とみなす権限→二六六②【訴訟係属中の調停→民調二〇①、二〇の三、家事二七四、二七五【人事訴訟における和解→人訴一九②、三七【専門委員の関与→九二の二③

（訴訟手続に関する異議権の喪失）

第九〇条　当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができないものについては、この限りでない。

参【弁論・申述により申立権を喪失する例→一一、一九、二四②、四四②、七五③、二六一②、三〇〇、三七三①【異議権を放棄し得ない手続規定違反の例→一三、二〇、三一二②〔一〕、二八―三七、三一二②〔四〕、憲八二、裁七〇、三一二

（訴訟記録の閲覧等）

第九一条①　何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

②　公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

③　当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

④　前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。